事務センターだより

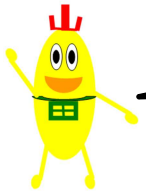

山田小学校のマスコット
こめっこ君です！！！！

第３回　H28.6.21

文責　鶴山(山田小)

今回は、先生方へのお知らせを掲載しております。ご不明な点がございましたら、各学校の事務職員へお尋ねください。

児童手当・特例給付現況届について

平成２８年６月分から児童手当を受給するためには、６月に現況届を提出してください。

支給対象者

①児童が１５歳に達する日以降最初の３月３１日まで受給できます。

②児童が日本国内に住んでいる場合、海外赴任や海外の日本人学校への赴任で家族で移住する場合は支給されません。

③離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、児童と同居している者が児童手当を受給できます。

手当の額

所得制限額未満である場合（児童手当）　一月あたり

３歳未満		15,000 円
３歳以上小学校終了前	（第一子・第二子）	10,000 円
〃	（第三子以降）	15,000 円
中学生		10,000 円

所得制限限度額以上である場合（特例給付）

中学生以下	5,000 円

★2月、6月、１０月に前月分までの児童手当４か月分が支給されます。

（例）2月～5月分の手当：６月支給

旅行完了復命について

事務センターでは、毎月第１木曜日に旅行命令簿の査定を行っています。査定を行うには、復命をすべて完了していなければなりません。復命は**旅行終了後１週間以内**に行うようご協力よろしくお願いします。

総合会計についてのお願い

総合会計は、徴収から支払いまで事務職員が担当者となり、効率化を図り教員の負担を減らすために始まりました。

しかし現在、徴収金の未納が大きな問題になっております。未納金額が多くなると給食費や学級費の支払いに支障が出てきます。

未納者への対応は、組織的な取組みの中で担任の先生との連携が必要になります。今後も引き続き情報を交換しながら、共に家庭への働きかけをしていきたいと考えますのでよろしくお願いします。

期末勤勉手当に関するお知らせ

６月３０日は期末勤勉手当支給日です。

期末勤勉手当の支給率は

	平成27年度		平成28年度	
	6月	12月	6月	12月
期末手当	1.225	1.375	1.225	1.375
勤勉手当	0.75	0.75	0.80	0.80
合計	4.1		4.2	

※　再任用、新採、臨採の先生、平成２７年１２月２日から平成２８年６月１日の間に育休等休職期間がある方は勤務期間により支給率に相違があります。詳しくは事務職員までお尋ねください。

熊本地震に関するお知らせ

震災に伴う通勤経路の変更　手当額に変更があった方（５月分より変更後の額が認定されています）は、５・６月分の差額を７月分給与で調整支給されます。

震災に伴う教員特殊業務手当　６月分給与で支給されます。

管理職特別勤務手当　管理職手当にかかる特大規模等の区分が決定後に支給されます。

ご確認ください。